

平成 23 年度 第3回 福岡市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成 24 年1月 23 日(月) 午後5時半～午後7時

2 場 所 天神ビル 11 階 11 号会議室

3 出席者

委員 (20 人中 18 人)

被保険者代表(6人中5人)

篠崎委員 杉元委員 中野委員 野田委員 三島委員

保険医又は保険薬剤師代表(6人中5人)

江頭委員 熊澤委員 長柄委員 平田委員 堀尾委員

公益代表(6人中6人)

石田委員 井上委員 今林委員 田川委員 中山委員 松野委員

被用者保険等保険者代表(2人中2人)

久米委員 唐川委員

事務局

保健福祉局長 理事 総務部長 国民健康保険課長 医療年金課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

会長指名により選出することへの全委員の賛同により

被保険者代表 中野 委員

保険医又は保険薬剤師代表 堀尾 委員

公 益 代 表 中山 委員

の3名を選出

(2) 議題

・「1人あたり保険料(医療分+支援分)」を据え置くための財源について

・答申案について

5 議事要旨

開会

○事務局

国民健康保険運営協議会委員の参加状況を報告

国民健康保険運営協議会の定足数に達していることを報告

本会議を原則公開とする旨を確認

●会長

議事録署名人選出

○事務局

会議資料等に沿って説明

会議資料の説明、答申に対する意見、質問

●委員

医療分と支援分をあわせた「1人あたり保険料」を据置きとした場合については、理解できたが、介護分の777円引上げについては、据置きが可能なのか。可能であれば、据置きのための財源は、どの程度になるか。

○事務局

まず、40歳から64歳の方々の介護納付金は、国保に限らず、すべての保険者が国の示す基準に基づき算定し、納付するしくみになっている。介護保険料については、各医療保険者が確実性、効率性の観点から、医療保険料と合わせて徴収する制度となっている。国保加入者のうち対象者は約4割である。国保以外の社会保険などの第2号被保険者の介護保険料については、一般会計から保険料軽減のための公費は投入されておらず、また、第1号被保険者の介護保険料についても任意の公費負担は入っていない。こうしたことから、一般会計からの任意繰入により、引き下げるということは適当ではないと考えている。

なお、単純な試算では、据置きのためには777円に、約35万人を掛け算すると、追加的に約2.7億円の財源が必要になる。

●委員

今の約35万人というのは、適当な数なのか。これを徴収となると、その数字にはならないと思うが、どうか。

○事務局

福岡市の国民健康保険の介護第2号被保険者については、約13万5千人となっている。ただ、前回の協議会でも申し上げたが、支援分、介護分については、引き下げが適当ではないと考えており、医療分の保険料として引き下げる場合の試算として、約35万人程度をかけた計数である。

●委員

介護分についての一般会計からの繰入が法的に適当でない、あるいは、国の考え方として、繰入は適当でないという禁止規定があるのか。これをお示しいただきたい。

○事務局

国民健康保険は、一定の公費負担と加入者の保険料で賄うというのが大原則である。しかし国保事業の抱える構造的な問題から、本市では、法定内の一般会計繰入金に加え、市独自の繰入を行っている。ただ、国民健康保険制度の趣旨からすると、任意の繰入は好ましくないと考えており、本来は、保険料負担が適当であると考えている。これまでも、医療分保険料で調整しており、支援分・介護分については、国の算定ルールに基づき納付しているので、法定外繰入は充てていないという考え方である。

●委員

仕組み上の問題ということだが、支援分や介護分について、国は一般会計から繰入をしてはならないとか示してないと、国の担当者に確認をした。一般会計繰入はなるべく減らすという趣旨のことは、国会の論議の中でも言われているが、やってはならないということではない。介護分の引き上げを一般会計繰入で引き下げるのが適当でないと言われたが、そうであれば、介護分が777円の負担増とならないよう、医療分を引き下げるための一般会計繰入を増加し、措置を行うべきではないか。前回の答弁でもあったように、今の水準でも保険料の負担感はかなり重い。これは国会でも首相自身が2代にわたって答弁されており、本市の保健福祉局長も過去の委員会で答弁されたとおりである。負担感が重いものを引き上げるということは、やってはならないと思うので、繰入額を増やして、引き下げるべきではないか。391円分にとどまらず、介護分もあわせて引き下げるべきである。

●会長

社会保険は社会保険の制度としてきちんとあるべきである。そして、社会保険の中でまた医療保険、介護保険、年金保険とあるので、ここはきちんとすべきである。特に最近、保険制度と福祉制度が混同されており、本来ならば、保険制度であるところを福祉のような形で補うべきだということが出てきている。この辺は今後、国も含め、社会制度の在り方、そういうものをきちんと峻別していくべきではないかと考えている。

●委員

被用者保険の代表として一言。現在、福岡の協会けんぽの加入者約170万人のうち、福岡市にお住まいの方が、大体40万から45万人くらい。国民医療費は、全国ベースで、大体毎年3%、約1兆円ずつ上がっており、福岡市では対前年比2.2%、約24億円の増加が見込まれるとある。今後も高齢化により医療費や後期高齢者支援金など、確実に増加するのは目に見えており、仮に福岡市の保険料を23年度どおり据え置くとすれば、毎年増加する分に公費をずっと投入し続けなければならず、福岡市の財政は厳しくなるのではないか。

福岡市に在住の方で、税負担をしていただいている国民健康保険加入者以外の方に、どう説明したらいいのか。協会けんぽの保険料は3年連続で上昇する見通しで、健康保険組合、共済組合もそれぞれ保険料アップの見込みである。現役世代の加入者や事業主の負担は限界に近い状況で、多少なりとも受益者負担を検討しなければならないと思う。8ページの財政健全化について、まだまだ結果は芳しくない。目標数値と結果と、その検証結果を、この協議会でもきちんと示していただきたい。たとえば、収納率が1%上がったら、どれだけの収入になるのか。

○事務局

現年度保険料が300億円程度なので、約3億円になる。

●委員

今後も一層、財政健全化に取組み、その努力を目に見える形で、きちんと数字を示して、そして市民の方に分かるように説明をしていただきたい。

●会長

高齢化が進展すると、今後ますます、医療費、介護費などが増加していく。国の方で早急に社会保障と税の一体改革を進め、財源をどうするのかなど、きちんと示していくことが非常に大事になってくる。それから、市として保険料徴収を上げる努力を続けるなど、保険者機能の発揮が必要である。

●委員

職人には、このような資料はわからない。23年度に2千円下がったのに、1年経たないうちにまた上がる。ここが問題で、毎年繰り返しになってくる。市長は、話題づくりや無駄遣いをやめて、マニフェストを作ったら、4年間上げないとしてももらわないといけない。今年は上げたけど、来年は上げないという確約ないと納得できない。

●会長

先般も高島市長は「来年度は福祉を充実させる年である」と、話されている。したがって、医療とか介護などの状況について、やはり市長が言うように情報をもっと発信して、市民に説明する努力が必要である。

○事務局

前回の協議会において、今後5年間の収支見通しを示させていただいたが、医療費、後期支援金、介護納付金については、増加する傾向である。これに伴い国などの財源も入ってくるが、それでも保険料負担をお願いしなければならない部分もある。しかしながら国民健康保険については、当該年度の医療費等

をどう保険料で賄っていくかという仕組みなので、来年の協議会では十分、資料等を分かりやすくお示しして、ご審議いただきたいと思うので、ご理解願いたい。

●委員

この 1.4 億円の財源については、どう捻出するのか。また、歳出の見直しを図る必要がある。財政健全化の取組については、しっかり数値目標を資料にお示しいただきたい。

○事務局

歳出については、加入者の方への保険給付費等が大部分で、これについては過去の実績等を踏まえ、適正に見積もっている。このため、仮に 1.4 億円を捻出する場合は、今後の予算編成の中で精査、調整を行っていくが、まずは、保険者努力として、滞納繰越保険料を増やし、それでも足りない分は、一般会計からの繰入をお願いするということになる。また、財政健全化の取組の目標値は、昨年 8 月の協議会で示したところで、今後も一層取り組んでいきたい。

●委員

コロコロと下げたり、上げたりするのは、市民に分かりにくいですが、法定外の一般会計繰入は良くない。私は健保組合だが、一般の市民からすると二重の負担になる。1.4 億円はかなりの金額である。去年は選挙の後で、政治的判断もあったと思うが、それを修正した市の当初案は、負担増は心苦しいがやむを得ないと思う。滞納の問題が大きく、本当に苦しくて払えない方がいる一方で、逃げ得の方がいる。事務局はそこをきちんと峻別して、払えるのに払わない方からは、きちんと取っていかなければ、一般会計から繰り入れることに市民は納得できないと思う。きちんと対応していただきたい。

●委員

23 度は賦課割合を見直したため、激変緩和の意味もあり、1 人あたり保険料を 2,000 円引き下げた。23 年度の一般会計繰入金 187 億 8 千万円が、24 年度は 180 億円に減ったことで、保険料が上がるのはどうかという意見がある。この 23 年度の金額がここ数年の傾向として突出しているのかどうか、財政規律のうえでも、きちんとしておかなければならぬ。わかる範囲で、一般会計繰入金の推移をお示しいただきたい。

○事務局

医療制度改革があった 20 年度以降の予算総額を申しあげたい。平成 20 年度が、約 179 億円、21 年度が約 176 億円、22 年度が約 183 億円、23 年度が約 187 億円、今般ご提案したのが約 180 億円である。

また、参考資料の4ページで、昨年度の経緯を、簡単にご説明したい。中間所得者層の負担軽減のため、所得割の賦課割合を下げ負担を減らしたところ、結果的に中間所得層の中でも低い所得の方や、低所得者層の方の保険料負担が、シミュレーションでは上がることになった。ここを何とか是正するため、いくつかのシミュレーションを行い、一般会計繰入金を9億円程度、追加したもので、中間所得者層の負担軽減のための賦課割合の見直しとあわせて実施したものである。

●委員

医療保険制度である国民健康保険は、基本的に共助のため、保険料で賄うべきであり、繰入による税金の投入は、利用しない市民の方にとって不公平感がある。医療分の減は医療側の努力であり、それを支援分と介護分に充当すると、自分たちの努力が吹っ飛んでしまう。

無駄を削減し、医療費を削減しても、支援分、介護分は上がるばかりなので、今後、一般会計から際限なく繰り入れることは厳に慎むべきで、一定の保険料引上げは、やむを得ないのではないか。

確かに安ければそれにこしたことはないが、財政上の規律から言うと、漫然と認めるわけにはいかないと考えている。保険料徴収の努力は当然であり、そういう努力で1.4億円捻出できればよいが、もう一度、この点を少し、市の当局の方はどのような考えなのか、その覚悟をお尋ねしたい。

●会長

関連だが、ご指摘のとおり、やはり保険というシステム、保険という制度としてきちんとすべきである。ところが、最近、他の分野でも福祉的な考え方をどんどん入れており、どこかできちんとすべきである。やはり一般会計からの繰入をこれから増やさないような努力は絶対に必要だろう。一方では、医療については、市民が本当にいい医療を安心して受診できる、これは大事なことである。しかも、できるだけ安い負担で済めばいいので、それぞれがある程度ところで線を引いて、市民もみんなが我慢し合うというのがこれからの社会保障にとって大事だと思う。

○事務局

繰り返しになるが、仮に1.4億円の財源を捻出する場合、基本的に国保事業のなかで、必ず捻出するという覚悟でやっていきたいと思っている。具体的には滞納繰越保険料の収納率向上による充当がよいが、実績からすると限界もあり、そういった意味で、仮に不足する分は、一般会計からの繰入に頼らざるを得ないと思っている。

●委員

一般会計からの繰入を増やさずにすれば、それにこしたことはないが、国からの負担金が減らされてきた経緯や、国保に対する支援が実行されていないなど、国の責任が問われている。負担の公平性、受益者負担という点で、税金を国保に繰り入れるのは好ましくないという意見もあるが、社会保障というのは誰もが安心して医療にかかれることを保障するもので、そのために税金を使うのは、国や行政の基本的な役割だと思う。税負担を国保会計に増やすのがまずいという論議は、国保加入者が病院にかかれないという実態をさらに増やしていく。福岡市でも高い保険料を払えず、資格証になり、病院にかかるのを抑制し、重症化したという例もあり、当面、適切な額の繰入はやらざるを得ないと思う。

法定外繰入は、22年度に76億円あったのが、24年度は56億円と2年間で20億円減少しており、このような乱暴なやり方で保険料の引き上げが許されるのかと感じる。収納率向上等の努力のためにも、負担能力に応じた保険料を設定するのが、社会保障の基本であると思う。能力を超えた負担のため、払えない人が増え、収納率がなかなか増えないのであり、当面、市民からご理解をいただき、法定外の繰入を増やすべきだと思う。中低所得層の保険料負担を今年1年は軽くしたけれども、また来年度は増えるという事態は避けなければならないというのが私の意見である。

●会長

様々なご意見があったが、そろそろ集約させていただきたい。

24年度の「1人あたり保険料」について、医療分と支援分の保険料合計を23年度と同額に据え置き、医療分を諮問から391円引き下げて、53,168円とする。支援分は諮問どおり、18,831円、介護分も諮問どおり、21,118円ということになるかと思うが、これを当協議会の答申としてよいか。

特段のご異論がなければ、私の方から答申のたたき台についてお示しし、ご審議いただき、協議会の答申を取りまとめていきたいと思う。事務局の方から答申のたたき台の配布をお願いしたい。

【答申たたき台 配布】

●会長

委員各位に答申のたたき台をお配りしたが、読み上げについては、事務局の方からお願いしたい。

【事務局 答申 たたき台の読み上げ】

●会長

答申のたたき台について、1. 被保険者1人あたりの保険料について、2. その他で、今後の市の努力、国への要望といったものを含めている。文案・文言など、ご意見ございましたらどうぞ。

●委員

文言の中で「法定外繰入」という言葉が使われているが、「法定外」という言葉が、あるのかどうかというのがひとつ。それから、「その他」のところ、国に財政支援を求めているが、やはり制度自体がおかしいという意見が根本にあると思うので、「制度改善」についても国の方へ要望していただくということで文言の修正をお願いしたい。

また、来年度のことでどう考えるか、投げかける意味で、支援分と介護分保険料を、ここでは議論のしようがないと思うので、これを諮問されることも含めて、「1人あたりの保険料」の考え方をもう少し整理してもらいたい。

●委員

一般会計繰入については、やむを得ない保険料の負担軽減という措置であるので、「慎重に対応されたい」という表現については、同意できないので削除していただきたい。また、支援分と介護分の表現について、「収支見込額を勘案すると妥当である」という表現になっているが、これも制度上の問題、国の責任が問われているところで、これが「妥当」という表現になると、今のあり方を容認とするということになるので、この表現は、賛同できないのでご検討いただきたい。たとえば、「妥当」ではなく「適当である」という表現だとか。

●会長

意見につい、事務局の方から何かあるか。

○事務局

答申案たたき台については、皆様のご協議の結果ということになるので、事務局から述べることではないが、「法定外繰入」という言葉は、委員ご指摘のとおり、一般的な言葉ではなく、別に「法令等に基づかない一般会計からの繰入」と記載されているので、落としていただいても差し支えないと思う。また、諮問についてであるが、当協議会へ、国保事業の重要事項を諮問させていただいているので、支援分と介護分については、裁量が効かないというご指摘もあったが、これについては再度、協議会のご意見を伺いたいと思っている。ただ、保険料負担水準は非常に大きな問題なので、そういった意味では、来年度以降についてもご審議をお願いすることになるかと思う。

●会長

「法定外繰入」という文言を削除する。それから、「財政支援を国へ求めるよう要望する」ということと同時に、「制度改善」についても国に要望する。

また、「勘案すると妥当であると認められる」というのが2カ所あるが、その部分を削除する。一般会計繰入について「慎重に対応されたい」というところを削除するというご意見があるが、どうか。

●委員

一般会計繰入について「慎重に対応されたい」という文言は、そのままにしていたいただきたい。削るというのはあり得ないので、ぜひ入れていただきたい。

●会長

「慎重に対応されたい」という文言は、ぜひ入れてほしいという意見があった。また、「妥当であると認められるため」というところを省いて、「後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると諮問通り」とする。そして、介護分も同じく「勘案すると諮問通り」とすることでよいか。

【異論なし】

●委員

一般会計繰入金は、国民健康保険加入者以外の税負担も含まれるので、その方への説明を十分に行うということを答申に入れていただけないかと思うが、どうか。

●委員

考えには賛同できるが、文章としては非常に長くなる。「一般会計繰入にあたっては」から「慎重に対応されたい」までの文言に、委員指摘の意味は含まれていると思うので、たたき台どおりでよいと考える。

●会長

文言については、たたき台どおりとするが、委員からの意見については、情報発信の充実を図るなど、取り組まれない。

それでは、修正箇所最終確認を事務局からお願いしたい。

○事務局

左側の下から3行目「法令等に基づかない一般会計繰入（法定外繰入）」のうち、「(法定外繰入)」の部分については削除する。

左側の一番下の「慎重に対応されたい」という部分については、様々なご意見があったが、たたき台どおりにする。

右側の上から3行目「収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため」の「妥当であると認められるため」の部分を削除する。

介護納付金分の上から3行目も同じく「妥当であると認められるため」の部分を削除する。

最後の行について、「国に対してさらなる財政支援を求めるよう要望する」とあるが、財政支援のみではなく、「制度改善についても要望する」ということを追加する。

●委員

「法令等に基づかない一般会計繰入」の部分について、「法令等に基づかない」という部分は不要ではないか。

○事務局

それでは、左側の下から3行目「法令等に基づかない」部分を削除するというので、よいか。

●会長

最後の財政支援と制度改善の部分について、制度改善の方が大きいと思うので、制度改善を前にして、その後に財政支援としていただきたいと思う。

それでは、ただいまの答申案を、この協議会の答申とし、2月3日に私と副会長の方から市長に対して答申させていただきたいと思う。

それでは、委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、2回にわたり、ご審議いただいたが、これで本日の会議は終了したい。

【保健福祉局長 挨拶】

閉会